

福祉みやぎ

CONTENTS (主な内容)

P2 特集

地域共生社会の実現に向けて 宮城県地域共生社会推進会議を開催しました

P4 令和5年度宮城県社会福祉協議会事業計画

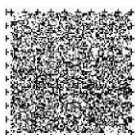
P8 令和5年度宮城県社会福祉協議会当初予算

P9 こんなことやってます

福祉サービス利用に関する運営適正化委員会
特別養護老人ホーム和風園の紹介

P11 県社協掲示板

P12 宮城県社会福祉協議会の連絡先一覧



作者 障害者支援施設 白石陽光園(白石市) 熊谷 良孝(くまがい よしたか)

タイトル：お花畑 色とりどりのお花紙でパーツを作り、色の配置を工夫しました。

地域共生社会の実現に向けて

令和4年度宮城県地域共生社会推進会議を開催しました

令和5年3月13日（月）に開催した令和4年度宮城県地域共生社会推進会議について報告いたします。

挨拶 宮城県社会福祉協議会長

加藤 睦男

我が国では、少子化の進行により2025年からの15年間で生産年齢人口が1,000万人以上も減少し、労働力の不足や社会的・経済的課題が深刻化することが懸念されています。また、高齢化は2042年まで続くと見込まれ、介護を必要とする人が増え続ける一方で、その支援ニーズに対応する福祉人材の不足にますます拍車がかかることが予想されます。

これらの課題に対し、高齢者や障害者など、分野別だった福祉サービスを全世代・全対象の包括的なもの

へ再構築し、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた地域づくりが求められています。新型コロナウイルス感染症の影響などで、地域の助け合い機能が低下してきています。

このような状況の中、「誰もが地域の中で役割を持ち、互いに存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会」、すなわち「地域共生社会の実現」を推進することを目指し、本県では令和4年2月に関係団体のプラットフォームとなる宮城県地域共生社会推進会議が設立されました。

本会議を契機に、県内市町村、市町村社会福祉協議会、地域福祉に携わる各種団体等が連携・協力し地域共生社会の実現に向けた機運の醸成を図って参ります。



宮城県社会福祉協議会 加藤睦男会長▲

活動報告 宮城県地域共生社会推進会議事務局

事務局から、次の4点について令和4年度宮城県地域共生社会推進会議の活動報告を行いました。

- ① 専門部会について
- ② 「地域共生社会の実現に向けた取組に関する調査」について
- ③ アドバイザー派遣について
- ④ コミュニティソーシャルワーク研修について

講演 学校法人東北学院

常任理事 阿部重樹氏

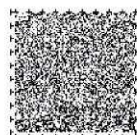
学校法人東北学院・常任理事である阿部重樹氏から「地域共生社会の

実現と地域におけるコミュニティソーシャルワークの重要性」と題し、御講演いただきました。

【講義概要】

高齢者人口の増加に伴い、年金や医療・介護保険などの社会保障費が増加し、深刻な社会問題となってきた。また、急激な人口減少に伴い、生活インフラの整備と維持をはじめとする「地域社会」という共同体の維持さえ困難な状況となる可能性がある。人口減少はこの後減少幅を大きくしながらおよそ40年は続くと考えられることから、地域共生社会を実現し、地域社会が持つ支え合いの機能である「共助」を再構築し、強化することが重要になるであろうと考えている。「共助」の再構築や福祉ニーズと福祉資源の調整役となり得るコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）は、地域共生社会の実現におけるキーパーソンとして、社会的に要請されており、地域での配置が重要な要素となっている。

地方の県では、若年層の県外流出も人口減少の一因となっている。地方



でも①鉄道系交通インフラ、②大型商業施設、③医療環境の3点が揃えば人は集まりやすいが、全国どこにでもあるわけではない。そのため、宮城県には魅力的な「共助」の姿の先駆的発信を期待している。

この「共助」の推進には、CSWの存在が必要不可欠であり、市町村社会福祉協議会ではCSWの配置に強い関心と理解がある。しかし、現状ではCSWの養成について、市町村自治体の施策に反映されにくいという状況のようである。その理由は「CSWが資格化されていないこと」、「CSWとは誰のことを指すのか不明確という問題があること」である。この先、CSWの定義や機能と役割を明示し、地域住民がCSWへの理解を共有することが不可欠と考える。

コミュニティソーシャルワークは歴史的に福祉ニーズの増大、制約的な福祉財源という社会状況の中で、ニ



▲学校法人東北学院
常任理事 阿部 重樹 氏

ズと公的サービスの両者の間の不均衡に対する解消策の一つとし

て発展してきたものである。

本会議にはCSWに関するなお一層の多様な機能と役割を担っていくことを期待している。

事例報告 涌谷町福祉課

涌谷町福祉課 佐々木敦氏から重層的支援体制整備事業実施に向けた取組について御報告いただきました。

【報告概要】

涌谷町が目指したのは、

① 複合化した問題や制度の狭間の問題に対応できるよう多機関が連携する相談支援体制の整備の推進

② 地域の支え合いや福祉活動を制度やサービスと結び付け、包括的に支えられる体制づくりの推進

③ 支援対象者に寄り添いながら伴走型支援を進め、必要な支援が届いていない人を掘り起こし、支援を届けること

これらの支援には、属性や世代を問わない相談・地域づくりの実施体制、すなわち、重層的な支援体制の構築が必要と感じた。

そこで、令和3年度から重層的支

援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）に向けた移行準備事業を開始し、令和5年度から本事業である重層事業を実施予定である。

重層事業を実施するメリットには、

① 分野を超えた包括的な支援に必要な「多機関による協働」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「参加支援」の機能強化を図ることができること

② 交付金の一括交付により、既存の制度の垣根を超えた財政面の運営が可能になり、分野をまたぐコスト減が期待できること

③ 身近な相談から適切な支援につなげることができること

④ 支援会議により、関係者間での情報共有を行い、予防的な措置が可能となること

⑤ 地域の支援関係者にとっても、支援対象者の抱える課題を一箇所で抱え込む必要がなくなるなど、

地域全体でのメリットにつながることで、が挙げられる。



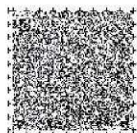
▲涌谷町福祉課
班長 佐々木 敦 氏

涌谷町では今後も重層事業を通じて、より持続した支援体制を構築し、支援対象者への支援につなげていく。



▲本会議の様子

今後も、本会では「地域共生社会の実現」に向けた取組を支援するとともに、取組事例などを「福祉みやぎ」で発信していきます。



『経営理念』

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

『経営方針』

- ① 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- ② 被災地域の再生に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- ③ 地域における福祉サービスの担い手の支援
- ④ 安心して暮らせる地域づくりの推進
- ⑤ より信頼される法人を目指した運営基盤の強化
- ⑥ 本会施設等における質の高いサービス提供とセーフティネット機能の発揮

令和5年度事業の基本的な考え方

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展に伴う家族間や地域における支え合いの機能の脆弱化とともに、コロナ禍や非正規雇用等の複合的な要因による生活困窮、更には8050問題やヤングケアラーといった社会的孤立などの課題が山積し、福祉ニーズは複雑化しており、既存の社会保障や福祉政策では対応しきれない状況にあります。

そうした中、国は地域住民の参画と協働により誰もがともに支え合う「地域共生社会」の実現に向けて「重層的支援体制整備事業」などを活用し、地域住民が抱える困難な問題をワンストップで受け止める包括的な支援体制の整備を進めることとしています。

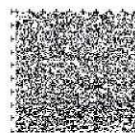
宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）としても、県と連携・協力し、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、地域福祉活動を推進する関係機関等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」の運営を通じて、情報・課題の共有や、実態調査及び情報発信を行い、各市町村における地域共生社会の実現へ向けた取組・事業が円滑に進められるよう、積極的に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症によって、地域における市民活動や地域づくりが停滞したり、福祉人材の確保・育成の機会が減少するなどの影響を受けていますが、「新しい生活様式」を踏まえた事業展開を継続し、その課題解決に努めながら地域福祉の推進

を図ります。また、運営施設、事業所においても感染予防を行い、利用者の安全や安心の確保に努めます。

県社協では、これらの社会動向・地域状況を踏まえ、令和5年度を初年度とする「宮城県社会福祉協議会第二期地域福祉推進計画」（以下「地域福祉推進計画」という。）に基づいた各種事業の推進と、「被災地（者）支援指針」の普及、理解促進に努めます。また、限られた財源の効率的な活用、各種事業の充実、施設・事業所の適正な運営等、組織体制の強化を図ります。

以上により、県社協の理念・使命を果たすため、次の事務事業に取り組みます。



主な事務事業

1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための「地域づくり」の推進

〔地域福祉推進計画：基本方針1〕

138、239千円

（1）地域福祉活動の推進

宮城県と共に宮城県地域共生社会推進会議を運営し、各構成団体の地域共生社会に関する実態把握と情報提供や理解の促進に向けた取組を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業などの円滑な実施に向けて、市町村支援のプラットフォームとして宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運営事業において、市町村が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実が図れるよう支援します。

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するため「地域福祉活動計画」を

策定する市町村社協の支援を行います。また、「コミュニティソーシャルワーク」の視点を持つ人材を育成するための研修を開催し、市町村社協をはじめ地域福祉関係職員の資質の向上に取り組みます。

（2）市町村社協の基盤強化とネットワークの充実

市町村社協が連携し、情報共有、課題研究及び基盤強化、職員の資質向上を図るため「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会」を運営し、社会情勢、ニーズや課題に即した事業推進と人材育成など、組織基盤の強化及び職員の資質向上を図ります。

（3）ボランティアの育成と福祉教育の推進

地域に暮らすあらゆる年代の方々が多様なボランティア・市民活動に参加できるよう市町村社協ボランティアセンターの機能充実に向けて支援します。また、住民の社会福祉問題への関心と理解を深めるとともに、地域における具体的な活動の展開

に向けて、地域指定福祉教育推進事業を市町村社協と共に実践していきます。

（4）災害ボランティアセンターの受入れ体制の整備

災害ボランティアセンターの設置運営に関するノウハウのほか、発災から復旧支援、仮設住宅入居期以降の生活支援とコミュニティ形成など長期にわたる住民に寄り添う社会福祉協議会らしい被災者支援が展開されるよう人材の育成に努めます。また、効果的に災害支援活動が展開できるようICT技術を積極的に導入していきます。

（5）各種団体が実施する福祉活動の推進

県に対する要望活動を行い、各種団体の福祉課題の解決に向けて支援します。

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会における事務局を担い、災害時の福祉支援体制整備だけでなく、平常時からネットワーク構築を推進していきます。県内の障害者入所施設におい

て、新型コロナウイルス感染症が発生し、サービスの継続が困難となった場合には、県内法人間の応援派遣職員の調整を行います。

（6）「被災地（者）支援指針」を踏まえた各種事業の推進

将来起こり得る大規模災害への備えとして、県社協が策定した「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針」で取りまとめた東日本大震災後の復興支援から得られたノウハウを、各種研修や会議、個別の市町村社協訪問などにより、県内での理解促進に努めます。

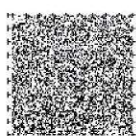
2 被災地域の再生に向けた市町村社協等と連携・協働による継続支援

〔地域福祉推進計画：基本方針1〕

16、432千円

（1）被災市町村社協への支援

災害公営住宅を含むコミュニティ構築支援や、被災者支援の取組から平



時の地域福祉活動への移行など、被災市町社協の個別の状況に合わせた助言や情報提供の支援を行います。また、職員のスキルアップ研修を開催し、人材育成の支援を行います。

3 地域における福祉サービスの担い手の支援

〔地域福祉推進計画：基本方針1、2〕

763、221千円

（1）地域福祉活動を実践する人材の育成

60歳以上のシニア層のスポーツ・文化の祭典「ねんりんピック愛媛2023」への選手派遣や啓発活動、「宮城シニア美術展」を開催し、県内で広く生きがいや健康づくりを促進するとともに、県内5校の「いきいき学園の運営」により、それぞれの地域の福祉や社会貢献活動へ参画できるリーダー的人材の育成に努めます。

（2）福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

「地域共生社会の実現に向けた

取組」が、高齢者・障害者・児童など多様な福祉分野・関係者の共通の課題として、行政と連携し包括的な支援体制を組んでいく中で、それぞれの福祉サービスの専門性も高めながら、一方で、地域の課題把握や協働事業を模索するなど、社会福祉法人・福祉施設・事業所等が提供する福祉サービスが向上するような研修や情報提供により質の向上を図ります。

研修の手法については、引き続き感染予防に配慮し新しい生活様式を踏まえ、多様な形態を実践していきます。

（3）幅広い人材の確保に向けた事業の実施

宮城県福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業による福祉の職業紹介と就労斡旋をはじめ、ハローワークや教育機関などと連携した「福祉の仕事就職面談会」の開催や、年齢などに応じた進路や就業相談の実施、介護などの福祉人材の確保、定着に向けた研修を開

催します。また、動画などによるPR活動を展開し、宮城県福祉人材センターの認知度向上及び福祉の仕事に対するイメージアップを図ります。

福祉人材の確保を促進するため、離職介護士等の届出制度に係る取組を実施するとともに、介護福祉士修学資金などの貸付事業により修学や就職を支援します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

〔地域福祉推進計画：基本方針3〕

644、568千円

（1）権利擁護の推進

日常生活自立支援事業では、福祉サービス利用に関する相談や日常的金銭管理などを行い、関係機関と連携して利用者への支援を行います。

成年後見制度の利用促進を目的として、宮城県が主催する広域的な支援関係機関との情報交換会に参加します。

運営適正化委員会は、利用者、

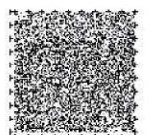
家族、福祉サービス事業者などに対して、幅広く苦情解決制度の周知を図る

ほか、研修会の開催や巡回訪問を実施し、苦情解決体制の充実に努めます。

（2）安心して暮らせる地域づくりの推進

様々な課題を抱える低所得者世帯に対し、市町村社協や民生委員などと連携し、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けを行います。また、新型コロナウイルス特例貸付を含めた債権管理については、償還計画に基づき適正に返済されるよう、市町村社協をはじめ関係機関と連携して償還指導を行います。

中国帰国者などが、日本語学習支援や交流活動に参加しながら地域で安心して暮らし続けることができるよう支援します。また、コロナ禍で中止となっていた東北圏域の交流会などを再開し、東北センターとしての役



割を果たしていきます。

5 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

〔地域福祉推進計画…基本方針4〕

276、574千円

（1）安定した運営のための組織体制強化と財源確保

コンプライアンス（法令遵守）

を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など、財産管理と不祥事防止など運営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めます。また、限られた補助金・委託費等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化を図ります。

（2）人材確保及び人材育成の推進

適正な福祉サービスの提供および事業の円滑な実施に向け、職員の採用に積極的に取り組んでいきます。

さらに、宮城県社会福祉協議会研修規程等に基づき、人材育成段階型研修の仕組みづくりと実践に取り組み、組織の強化と

一人ひとりのスキルアップに努めます。

また、組織全体として専門職の研修や福祉資格の取得促進・助成、自主企画事業等により専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

（3）地域福祉推進のための情報発信

発信

地域福祉の推進に向けた情報発信として、宮城県社会福祉大会、地域共生社会実現に向けたフォーラム、各種研修会の開催やホームページで発信する情報の拡充に努めます。また、広報誌「福祉みやぎ」で多面的な情報の発信や障害者の方への配慮を行い、一人でも多くの方に関心を持っていただけるよう、掲載内容の充実を図ります。

（4）新型コロナウイルス感染症

への対応

感染症の分類が5類に移行しても、各種事業などの実態に即した対策を行い、感染予防に努めます。また、感染予防への意識向上を図るとともに、「新しい

生活様式」を踏まえた事業展開を行います。

施設・事業所などにおいては、感染症対策に必要な研修等を行い、万が一感染症が発生した場合には速やかに対応し、利用者の安全な生活を確保します。

6 本会施設等における質の高いサービス提供とセーフティ

ネット機能の発揮

〔地域福祉推進計画…基本方針4〕

4、360、633千円

（1）指定管理施設の適正な運営

施設の設置目的・管理運営の基本方針に沿った事業計画のもと、人員配置及び管理運営、施設の維持管理を適切に行います。

事業実施においては、利用者

サービスの向上や安全対策、個人情報保護、障害者就労施設等からの物品等の調達や情報公開に取り組みます。また、県立施設としてセーフティネット機能が発揮できるよう、多様な利用者ニーズや被災者の受入れを行います。

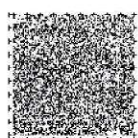
（指定管理施設…宮城県船形の郷、宮城県援護寮、宮城県七ツ森希望の家、宮城県啓佑学園・第二啓佑学園、宮城県介護研修センター）

（2）自主運営施設や事業所等における質の高いサービスの提供

障害者（児）や高齢者が身近な地域で安心して暮らせるよう、必要な施設及び福祉サービス事業の運営を行います。利用者のニーズやライフステージに応じた質の高いサービスが提供できるよう、職員スキルの向上に努めます。また、計画的な事業運営により、人員配置及び施設整備等を適宜行い、利用者の安全で安心な生活を確保します。

（主な自主運営施設及び事業…

特別養護老人ホーム和風園、養護老人ホーム偕楽園、救護施設太白荘、共同生活援助事業（グループホーム）、生活介護事業 等）



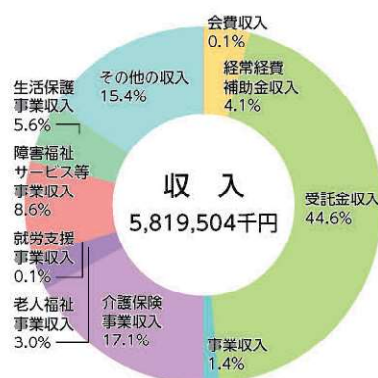
令和5年度宮城県社会福祉協議会当初予算

一般会計

○収入の部

【単位：千円】

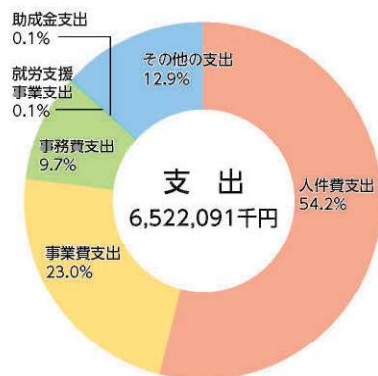
科目	一般会計			
	合計	社会福祉事業	公益事業	収益事業
会費収入	8,963	8,963	0	0
経常経費補助金収入	237,629	237,629	0	0
受託金収入	2,594,851	2,351,478	242,350	1,023
事業収入	80,859	56,485	1,573	22,801
介護保険事業収入	993,018	993,018	0	0
老人福祉事業収入	177,633	177,633	0	0
就労支援事業収入	8,088	8,088	0	0
障害福祉サービス等事業収入	498,806	498,545	261	0
生活保護事業収入	325,025	325,025	0	0
その他の収入	894,632	543,970	349,908	754
合 計	5,819,504	5,200,834	594,092	24,578



○支出の部

【単位：千円】

科目	一般会計			
	合計	社会福祉事業	公益事業	収益事業
人件費支出	3,532,673	3,323,799	205,388	3,486
事業費支出	1,501,192	894,101	590,607	16,484
事務費支出	630,772	590,961	39,811	0
就労支援事業支出	8,088	8,088	0	0
助成金支出	8,485	8,485	0	0
その他の支出	840,881	607,390	230,745	2,746
合 計	6,522,091	5,432,824	1,066,551	22,716



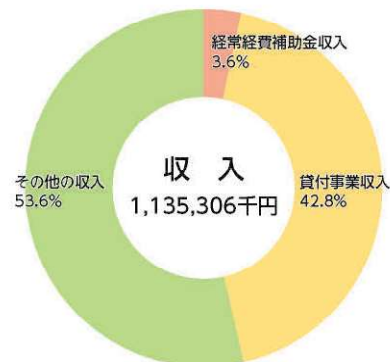
生活福祉資金会計

○収入の部

【単位：千円】

科目	生活福祉資金会計				
	合計	生活福祉資金特別会計	生活福祉資金事務費会計	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金特別会計	臨時特例つなぎ資金貸付事業特別会計
経常経費補助金収入	40,456	0	40,456	0	0
貸付事業収入	486,356	486,337	0	0	19
その他の収入	608,494	240,483	357,415	10,596	0
合 計	1,135,306	726,820	397,871	10,596	19

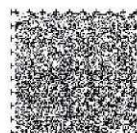
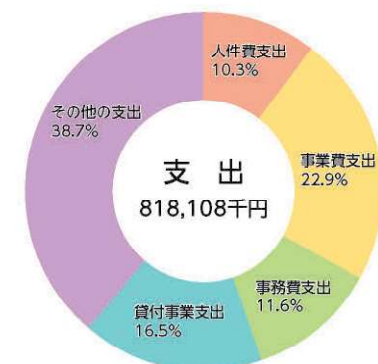
※その他の収入には貸付資金補助金収入が含まれています。



○支出の部

【単位：千円】

科目	生活福祉資金会計				
	合計	生活福祉資金特別会計	生活福祉資金事務費会計	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金特別会計	臨時特例つなぎ資金貸付事業特別会計
人件費支出	84,437	0	84,437	0	0
事業費支出	187,080	0	187,080	0	0
事務費支出	94,978	0	94,978	0	0
貸付事業支出	134,916	123,120	0	10,596	1,200
その他の支出	316,697	316,103	594	0	0
合 計	818,108	439,223	367,089	10,596	1,200





福祉サービス利用に関する運営適正化委員会

運営適正化委員会って
どんなところ？

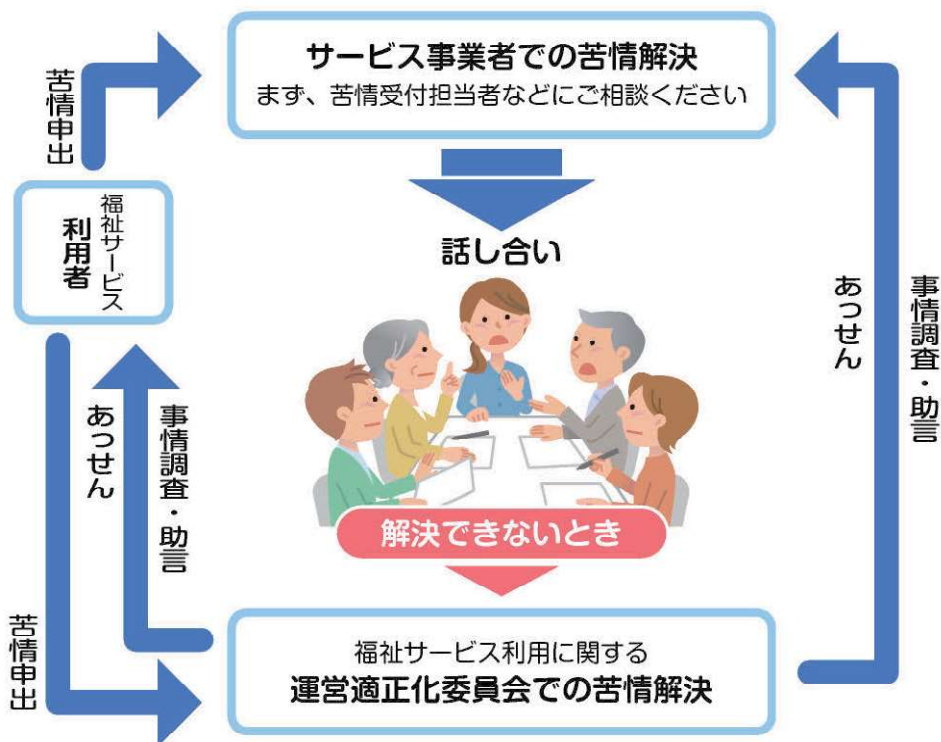
- 運営適正化委員会は、社会福祉法において都道府県社会福祉協議会に設置することになっています。福祉サービスの利用者の権利を守ることを目的に設置された公正中立な第三者機関です。
- 運営適正化委員会には事務局のほか、運営適正化委員会（委員16人）と運営適正化委員会選考委員会（委員9人）があります。
- 運営適正化委員会は、運営監視合議体と苦情解決合議体に分かれています。
- 運営監視合議体は、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するため、必要な助言や現地確認等を行います。
- 苦情解決合議体は、高齢

者、障害者、児童に関わる福祉サービスを利用されている方、またはそのご家族等から福祉サービス利用に関する苦情や相談を受け付け、事業者・施設と話し合い、助言を行うなどにより問題の解決を目指すお手伝いを行っています。

● 対象とする福祉サービスの範囲は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供される全ての福祉サービスです。当委員会でお受けできない相談は、他機関をご紹介させていただく場合もあります。

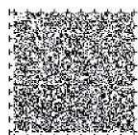
● 相談がある方はまずは電話でご連絡をお願いします。相談したいことと、どのような解決方法を望まれているのか伺います。（相談された方の中には

苦情解決の流れ



話を聞いてもらったことで気持ちが落ち着いたと話される方もいます）相談は無料です。メールとFAXは24時間受け付けます。電話での相談は

9時から17時までとなっています。





なごみなの里地域福祉サービスセンター

特別養護老人ホーム 和風園の紹介

和風園は、大和町にある介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護を提供する施設です。

65歳以上の高齢者で身体上または精神上的の障害などにより、常時介護が必要になり、家庭での介護が困難な方が入所する施設です。定員は短期入所を含め220人となっています。



▲和風園外観

利用者の皆様にはコロナ禍であつても、日常生活を楽しく過ごしていただくために、職員と一緒に生け花や、書道、季節に合わせた作品作り等を行っています。利用者の可能性を見つけ、できるだけ自立した生活が出来るよう支援しています。



施設内には、身体の不自由な方も安心して入浴できる介護用特殊浴槽や、大勢で入ることができ、温泉を思わせるような大きな浴槽があります。端午の節

句の時期には菖蒲湯にして、季節感を味わっていただいています。利用者の皆様からは「温泉にきたようだなあ」とご好評をいただいています。



他にも、園内には母子福祉会が運営している売店があります。ここでは、お菓子やパン、日用品などが販売されています。職員と一緒に売店に来て、目を輝かせながら品物を選ばれています。ここ数年は新型コロナウイルスの影響で、ドライブや外出もできない状況にありますが、売店は日々の楽しみの場となっています。

また、食事に関しては各利用者の嚥下状況に合わせて、様々な食形態を提供しています。食事を通じて季節を感じられる献立や、誕生日に合わせたリクエストメニューはとても喜ばれています。

現在、コロナ禍により地域との交流は控えている状況ですが、以前のようによくのボランティアや地域の方々との関わりが再開できることを、期待しているところです。

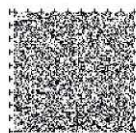
利用者の皆様が園内の生活の中で生きがいを持ち、安心安全に暮らしていけるように職員一同心がけてまいります。



▲園内の売店

【お問い合わせ先】

特別養護老人ホーム和風園
住所 黒川郡大和町小野字前沢1
連絡先 0221(346)12229



令和5年度いきいき学園入学式を開催しました。

令和5年度宮城いきいき学園入学式が4月13日に宮城県庁講堂で行われました。今年度の入学生は、69名でした。

式では、新入生を代表して気仙沼・本吉校の藤村由喜さんが誓いの言葉を述べ、在校生を代表して仙南校の川原宏昭さんから歓迎の挨拶がありました。

県内5校、総勢136名でスタートを切ることとなりました。各校、実りある充実した学園生活を謳歌できますよう期待いたします。



▲お祝いの式辞 加藤睦男学園長



▲新入生代表 誓いの言葉 藤村由喜さん

入学式の写真は
こちらからも
ご覧いただけます！

宮城県社協のホームページはこちら
URL : <https://www.miyagi-sfk.net/>



宮城県社会福祉協議会で働く正規職員を募集しています！

宮城県社会福祉協議会では、本会で運営している各種社会福祉施設や法人事務局で業務に従事する正規職員を募集します。

令和5年度の採用案内については、5月上旬にホームページで掲載します。併せて就活情報サイト(マイナビ、リクナビ、キャリアスUC)にも掲載しますのでご覧ください。

令和5年度は、6月18日(日)に採用試験(一次試験)を実施予定です。



▲リクナビQRコード



▲マイナビQRコード

宮城県ボランティア活動総合補償制度並びに 宮城県地域福祉総合補償制度にご加入の皆様へ

保険の更新の時期です。お手続きはお早目に！

- ボランティア活動保険の補償内容等に一部変更がございます。
- 宮城県地域福祉総合補償制度の一部プランにおいて、補償内容等の変更がございます。

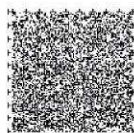
…詳しくはホームページをご確認ください。

お問合せ

みやぎボランティア総合センター
三井住友海上火災保険株式会社
(株)オンワード・マエノ

TEL 022-266-3951
TEL 022-221-3171
TEL 022-762-9915

この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。



オンワード・マエノのサイトに
リンクします。

宮城県社会福祉協議会の連絡先一覧



令和5年4月1日現在

名 称			電話番号	FAX 番号	住 所
法人事務局	総務部	総務課	総務係	022 (225) 8476	〒 980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県自治会館 3 階
			職員係		
		企画・財務課	企画係		
			財務係		
	地域福祉部	施設管理課	施設管理係	022 (263) 4744	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4 宮城県社会福祉会館 3 階
		共生社会推進課	推進係 (地域福祉担当)	022 (266) 3950	
			(震災復興支援担当)	022 (266) 3952	
		みやぎボランティア総合センター	みやぎボランティア総合センター運営係	022 (266) 3951	
		宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議事務局	推進係	022 (266) 2621	
		福祉人材課 (宮城県福祉人材センター)	人材確保・支援係	022 (262) 9777	
		中国帰国者支援・交流センター		022 (263) 0948	
		生活支援課	生活資金係	022 (225) 8478	
		みやぎ地域福祉サポートセンター	みやぎ地域福祉サポートセンター運営係	022 (212) 3388	
		研修課	研修係	022 (225) 8479	
		いきがい推進課	いきいき学園運営係 (宮城いきいき学園担当)	022 (225) 8477	
			(ねんりんピック・シニア美術展担当)	022 (223) 1171	
	人材育成部			022 (225) 8479	
				022 (225) 8477	
指定管理経営施設	障害者支援施設 宮城県船形の郷		022 (345) 3282	022 (345) 3984	〒 981-3625 黒川郡大和町吉田字上童子沢 21
	県北地域福祉サービスセンター				
		自立 (生活) 訓練・宿泊型自立訓練施設 宮城県援護寮	0229 (23) 1513	0229 (23) 1562	〒 989-6117 大崎市古川旭 5-7-21
		地域支援センターほほえみ			
		障害者就業・生活支援センター Link	0229 (21) 0266	0229 (21) 0272	〒 989-6117 大崎市古川旭 4-3-7
	仙台北地域福祉サービスセンター				
		在宅心身障害者保養施設 セツ森希望の家	022 (345) 3701	022 (345) 3701	〒 981-3621 黒川郡大和町吉田字童子沢 21
		地域支援センターばれっと	022 (344) 3596	022 (344) 3595	〒 981-3621 黒川郡大和町吉岡字館下 46-1
		ばれっとよしおか	022 (344) 3620		
		障害者就業・生活支援センターわへく	022 (353) 5505	022 (353) 5506	〒 983-0014 仙台市宮城野区高砂 1-154-10
		吉岡すまいる	022 (345) 1910	022 (345) 1913	〒 981-3621 黒川郡大和町吉岡字館下 46-1
	県中央地域福祉サービスセンター				
		福祉型障害児入所施設 宮城県啓佑学園	022 (379) 5001	022 (379) 5010	〒 981-3213 仙台市泉区南中山 5-2-1
		障害者支援施設 宮城県第二啓佑学園			
		宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	022 (376) 5306		
		地域支援センターしんぼし	022 (343) 6904	022 (343) 6905	〒 981-3212 仙台市泉区長命ヶ丘 4-31-22
	介護研修施設 宮城県介護研修センター		0229 (56) 9608	0229 (56) 9763	〒 989-4103 大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7
設置施設	なごみなの里地域福祉サービスセンター				
		特別養護老人ホーム 和風園	022 (346) 2229	022 (346) 2305	〒 981-3623 黒川郡大和町小野字前沢 1
		養護老人ホーム 偕楽園	022 (346) 2221	022 (346) 2222	〒 981-3623 黒川郡大和町小野字前沢 31-1
		地域支援センターなごみ	022 (341) 0220	022 (341) 0233	
	仙台北地域福祉サービスセンター				
		救護施設 太白荘	022 (245) 3721	022 (245) 3722	〒 982-0215 仙台市太白区旗立 2-3-1
		地域支援センターはたて			
		ばれっとさとのもり	0223 (29) 4989	0223 (25) 4590	〒 989-2432 岩沼市中央 2-5-26
		相談専用ダイヤル	0223 (24) 1712		
	福祉サービス利用に関する運営適正化委員会		022 (716) 9674	022 (716) 9298	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4 宮城県社会福祉会館 4 階

この印刷物は、植物性油インキを使用し、環境にやさしい水なし印刷方式を採用しています。



「福祉みやぎ」は宮城県社協のホームページでもご覧になれます。また、ご意見、ご感想、とりあげて欲しいテーマなどをお寄せください。表紙の作品も募集しています。

